聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第9号

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険税条例施行規則(昭和56年聖籠町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

根拠規定	文書の様式	
第 20 条	国民健康保険税簡易申告書	別記様式第1号
第 21 条	国民健康保険税納税通知書	別記様式第2号(特徴開始)
		別記様式第2号(自主納付)
		別記様式第2号(口座振替)
		別記様式第2号(随時)
第 22 条第 2 項	国民健康保険税減免申請書	別記様式第3号
	国民健康保険税減免承認(不承認)通知書	別記様式第4号

別記様式第1号および別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第1号と する。

別記様式第4号(仮算自主) および別記様式第4号(仮算口振) を削り、別記様式第4号(本算自主) 中「(本算自主)」を「(自主納付)」に、別記様式第4号(本算口振)中「(本算口振)」を「(口座振替)」に改め、別記様式第4号(特徴開始) を別記様式第2号(特徴開始) とし、別記様式第4号(自主納付) から別記様式第6号までを2号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。